

道路(里道)や水路の不法占用はやめましょう！

里道や水路は法定外公共物といい、地域にとって最も身近な公共財産です。

これらの施設の除草や泥上げなどの日常管理は地域の皆さんにおこなっていただいておりますが、個人や法人が無断で独占的に使用されていることが散見されます。敷地への乗り入れに必要な橋の設置などについては、市の許可を得ていただく必要があります。なお、水路や里道の余り地で個人が農作物を栽培するなど、公平性を欠く行為は、許可を行うことができません。無断で実施した行為については、直ちに中止し、原状に戻してください。

栗東市では、里道・水路の管理や必要な規制などを栗東市法定外公共物管理条例で定めています。占用や工事などの行為に対する許可については市にご相談ください。

栗東市 土木交通課
TEL:077-551-0292